

年金額・一時金額については、現時点におけるBのデータを基に試算していますので、その後標準報酬や退職予定日の変更、法改正等がおこなわれることにより、実際に受給する額と異なる場合がありますのでご了承下さい。

特例年金額・特例一時金額のお知らせ

農林漁業団体職員共済組合
相談センター

- ◆ あなたの年金額について農林漁業団体勤務期間に基づき試算したところ、下記のとおりとなりました。
- ◆ 特例年金は給付完了(清算)を予定しています。この試算は清算時お支払予定の金額とは異なります。
- ◆ 老齢厚生年金額については参考額ですので、実際の老齢厚生年金額の試算は年金事務所に依頼して下さい。

計算日 平成 29年 6月 10日

お名前 年金 太郎 様 組合員番号 0-00-910-1234 基礎年金番号 9600 - 999999

A. 年金額

区 分		金 額	支給開始年齢	
3階	特例老齢農林年金 ㊦	85,724 円	62 歳	農林年金から支給
2階	【参考】 老 厚 生 年 金	報酬 比例 部分	15年3月 以前期間 461,589 円	62 歳 厚生労働省 から支給
		報酬 比例 部分	15年4月 以降期間 302,868 円	
1階	定額部分 (基礎年金相当部分)	780,480 円	65 歳	
合 計 (1階+2階+3階)		1,630,661 円		

厚生年金の被保険者期間が20年以上ある人で加給年金額の対象となる配偶者がいる場合、上記の額に右の加給年金額が加算されます。

加給年金額	支給開始年齢	
390,100 円	65 歳	厚生労働省から支給

B. 計算の基礎となったデータ

生年月日	昭和 32年 1月 10日	
退職(予定)年月日	平成 30年 3月 31日	
特 例 老 齢 農 林 年 金	平均給与月額	192,812 円
	組合員期間 (平成14年3月以前の期間)	312 月
老 厚 生 年 金	平成15年3月以前の期間	平均標準報酬月額 190,335 円
	被保険者期間 ㊦	324 月
年 金	平成15年4月以降の期間	平均標準報酬月額 292,247 円
	被保険者期間 ㊧	180 月
	あなたから報告のありました標準賞与額合計	千円
	被保険者期間の合計 (㊦ + ㊧)	504 月

〈平均給与月額〉・〈平均標準報酬月額〉・〈平均標準報酬額〉
それぞれの年金額計算の基になった給与で農林年金組合員期間または厚生年金被保険者期間の標準給与月額及び標準報酬月額・標準賞与額の平均額です。

C. 特例老齢農林一時金

計算に使用した「年金現価率」の基準月	年金現価率 ㊨	一時金額 ㊦×㊨	
平成 31年 1月	13.304979	1,140,556 円	農林年金から支給

【注】特例老齢農林一時金は、税法上、退職所得とみなされ分離課税の対象になります。